

## 役員報酬に対する増税

2006年度の税制改正法案が3月末に国会で可決成立しました。今回の改正で中小法人に対する増税となったものがあります。それは「オーナー役員に対する役員報酬の一部損金算入制限」です。財務省は日本の中小企業約240万社のうち影響を受けるのは約5万社と説明しているようですが、ある試算では対象企業は少なく見積もっても約48万社で、その増税額の平均額は80万円とのことです。以下に概要を掲げます。

### 1. 対象法人

「オーナー及びその同族関係者等が株式等の90%以上を保有し、かつ、常務に従事する役員の過半数を占めている同族会社」

株式等の10%超を同族以外の外部株主が所有するか、役員(常勤)の過半数が同族以外の外部の人が就任しているか、のいずれかであれば対象から外れることになります。

### 2. 増税の内容

「オーナーへの役員報酬にたいする「給与所得控除額」に相当する部分を法人の課税所得に加算する」

役員報酬は所得税法上の給与所得に該当し、給与所得には概算の経費として収入金額に応じた給与所得控除額が税金の計算上控除されることになっています。財務省は、この控除額が法人と個人の二重経費にあたるということで、所得税の計算上はそのまま控除するのですが、法人税等の計算上、その控除額相当分を法人の利益に加算します。結果的にその加算した金額分の税金が増えることとなります。現在交際費の一部を法人の利益に加算するのと同じ理屈となります。

※ 「給与所得控除額」の加算の対象となるのは、あくまでオーナー役員一人であって、その親族役員に対する役員報酬にまでは及ばない見込みです。オーナー役員とは通常は社長のことを指すものと思われませんが、その定義は現状明らかではありません。

### 3. 適用除外

次のいずれかに該当すれば、適用は除外されます。

- ① 所得等の金額(法人の利益とオーナー役員の役員報酬の金額の合計額、以下同じ)の直前3年以内に開始する事業年度における平均額(以下同じ)が年800万円以下の場合
- ② 所得等の金額が年800万円超3000万円以下であり、かつ、オーナー役員の役員報酬の金額の割合が50%以下の場合(要するに、役員報酬の年額 < 法人の利益)

※1 新設法人等直前3年以内の実績がない場合には、当該事業年度の実績により判定します。

※2 法人の利益は繰越欠損金がある場合は原則控除前の金額になると思われれます。

### 4. 適用開始

2006年4月以降開始事業年度より適用。従って、3月決算法人であれば2006年4月からの適用となります。

### 5. 事 例

- ① オーナー役員報酬 600万円、会社の利益 800万円  
 $600万円 + 800万円 > 800万円$ 、 $600万円 < 800万円$  ∴ 適用無し
- ② オーナー役員報酬 800万円、会社の利益 300万円  
 $800万円 + 300万円 > 800万円$ 、 $800万円 > 300万円$  ∴ 適用有り

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようご留意願います。